

岐阜県警察訓令第20号

岐阜県警察監察規則を次のように定める。

平成12年6月1日

岐阜県警察本部長 加地 正人

岐阜県警察監察規則

岐阜県警察監察規則（昭和30年岐阜県警察訓令第5号）の全部を改正する。

題名を次のように定める。

岐阜県警察の監察に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、警察の組織的かつ効率的な運営及び警察規律の振粛に資するため、岐阜県警察の行う監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（監察執行官）

第2条 監察を行う者（以下「監察執行官」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）又は本部長が指名する者をもって充てる。

2 監察執行官は、必要により監察を補佐する者（以下「監察補佐官」という。）を指名し、監察の補佐に当たらせることができる。

（監察の種別）

第3条 監察は、総合監察及び随時監察とする。

2 総合監察は、警察業務の運営の実態、警察職員の服務の実態及び術科の習熟状況について、総合的かつ具体的に把握するための監察をいう。

3 随時監察は、特別の事情がある場合に警察業務の運営上又は警察職員の服務上の問題点を把握するための監察をいう。

（監察実施計画）

第4条 本部長は、監察の種別、実施項目、監察を受ける所属（以下「受監所属」という。）及び実施時期についての監察実施計画を策定し、年度開始前に岐阜県公安委員会に報告するものとする。

（監察執行官の措置）

第5条 監察執行官は、監察を行うに当たり必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

（1）受監所属及び関係所属の長に、説明又は資料の提出を求めること。

（2）関係職員を指定する日時及び場所に招致し、説明又は資料の提出を求めること。

（3）関係職員に対して監察上必要な調査を指示すること。

（4）その他必要な調査をすること。

（監察実施上の留意事項）

第6条 監察執行官及び監察補佐官は、監察を行うに当たり、次の事項に留意しなければならない。

（1）厳正かつ公平を旨とすること。

（2）資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握につとめること。

（3）関係者の人権に配慮し、保秘を徹底すること。

（4）必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないように配慮すること。

(監察結果の措置)

第 7 条 監察執行官は、監察の実施結果について速やかに本部長に報告するものとし、本部長は、業務改善等必要な事項について受監所属の長に指示するものとする。

2 受監所属の長は、改善を要する事項は速やかに適切な措置を講じるとともに、その結果を本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、総合監察の実施結果については年度末に、また、随時監察の実施結果については四半期毎の状況を翌月に、岐阜県公安委員会に報告するものとする。

(その他)

第 8 条 この訓令に規定するもののほか、監察の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 1 2 年 6 月 1 日から施行する。